

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則をここに公布する。

平成27年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 101 号

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（位置及び入出場の取扱い時間）

第 2 条 条例第 3 条第 2 項の規定による有料自転車駐車場の位置及び条例第 4 条第 1 項ただし書の規定による有料自転車駐車場の入出場の取扱い時間は、別表のとおりとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、入出場の取扱い時間を変更することができる。この場合においては、市長は、変更した入出場の取扱い時間をあらかじめ市民に周知するものとする。

（利用料金）

第 3 条 条例第 5 条第 3 項後段の規定による回数駐車券等の利用料金の額は、

次のとおりとする。

- (1) 回数駐車券 条例第 5 条第 2 項の規定により指定管理者が市長の承認を得て定める利用区分が 1 回の利用料金の額に利用できる回数に乗じて得た額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額
 - (2) その他指定管理者が市長の承認を得て定める駐車券 指定管理者が市長の承認を得て定める額
- (利用料金の減免)

第 4 条 条例第 6 条に規定する規則で定める事由は、次に掲げるとおりとし、利用料金の減免額は、有料自転車駐車場の利用料金の全額とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第 144 号）の規定により保護を受けている世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）の規定により支援給付を受けている者が利用するとき。
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が利用するとき。
 - (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168 号）第 4 条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者が利用するとき。
 - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 2 条に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者が利用するとき。
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123 号）第 45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき。
 - (6) 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）の交付を受けている者が利用するとき。
- 2 前項の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、前項各号に該当する事実を証する書類を添えて、指定管理者に申請しなければならない。ただし、これにより難い場合にあっては、指定管理者が市長と協議して定める。
- (利用料金の還付)

第 5 条 条例第 7 条ただし書の規定により既納の利用料金の全部又は一部を還

付することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期駐車券の交付を受けた者が、通用期間の初日の前日までに利用の取消しを申し出た場合 全額
- (2) 有料自転車駐車場の休止その他特別の理由が生じた場合 その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額
(指定管理者の公募)

第6条 条例第13条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第13条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 条例第13条第2項の規定による有料自転車駐車場の指定管理者の指定の申請は、名古屋市有料自転車駐車場指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第13条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額

(6) その他市長が必要と認める事項

3 有料自転車駐車場の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

(2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの

(3) その他市長が必要と認める書類
（指定管理者の選定）

第8条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、名古屋市有料自転車駐車場指定管理者選定委員会を開催するものとする。

（指定等の告示）

第9条 条例第13条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第13条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定を取り消した日

（協定の締結）

第10条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、有料自転車駐車場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 管理業務の具体的内容

(2) 有料自転車駐車場の管理費用として本市が指定管理者に支払う金額又は管理業務に要する費用超過の収入として指定管理者が本市に納付する金額

(3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
 - (6) 有料自転車駐車場の利用者の苦情解決の措置の概要
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) その他市長が必要と認める事項
- (事業報告書の提出)

第11条 指定管理者は、毎年度4月30日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 有料自転車駐車場の利用状況
- (3) 有料自転車駐車場の管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(名古屋市有料自転車駐車場指定管理者選定委員会)

第12条 有料自転車駐車場の管理を指定管理者に行わせるに当たって、指定管理者の選定に公平性及び透明性を確保するため、名古屋市有料自転車駐車場指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第13条 選定委員会は、事業計画書の内容の審査に関することその他市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第14条 選定委員会は、第16条に規定する指定管理者選定委員をもって組織する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、本市の職員のうちから任命した者1人を選定委員会の委員として加えることができる。

2 選定委員会に会長及び副会長を置く。

3 会長は指定管理者選定委員及び委員の互選によって定め、副会長は会長がこれらの委員のうちから指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第15条 会長は、必要の都度、選定委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に参加させることができる。

（指定管理者選定委員）

第16条 法第174条第1項の規定により、指定管理者の選定について、市長に必要な助言をする指定管理者選定委員（以下「選定委員」という。）若干人を置く。

2 選定委員は、民間経営又は公の施設の管理について識見のある者のうちから市長が選任する。

（庶務）

第17条 選定委員会の庶務は、緑政土木局路政部自転車利用課において処理する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第6条から第17条まで、次項及び別記様式の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第2項の規定による指定管理者の選定にあつては、第8条の規定を適用しない。

（名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部改正）

3 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則（昭和63年名古屋市規則第103号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「別表第2に掲げる自転車駐車場」を「名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）別表第1に掲げる有料自転車駐車場」に改める。

第4条ただし書中「別表第2に掲げる自転車駐車場」を「名古屋市有料自転車駐車場条例別表第1に掲げる有料自転車駐車場」に改める。

第10条中「別表第1」を「別表」に改める。

第15条から第18条までを削り、第19条を第15条とし、第20条から第22条までを4条ずつ繰り上げる。

第23条中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第19条とする。

別表第1を別表とし、別表第2及び別表第3を削る。

第8号様式及び第9号様式を削る。

別表

名称		位置	入出場の取扱い時間
池下駅自転車 駐車場	池下	名古屋市千種区覚王 山通 7 丁目11番 1	午前 0 時から午後 12時まで
	池下駅南	名古屋市千種区覚王 山通 8 丁目 9 番 2	午前 5 時から翌日 の午前 0 時45分ま で
今池駅自転車 駐車場	今池	名古屋市千種区今池 五丁目 204 番	午前 0 時から午後 12時まで
覚王山駅自転 車駐車場	覚王山	名古屋市千種区末盛 通 1 丁目14番 3	午前 0 時から午後 12時まで
自由ヶ丘駅自 転車駐車場	自由ヶ丘北	名古屋市千種区自由 ヶ丘 3 丁目11番 9	午前 0 時から午後 12時まで
	自由ヶ丘南	名古屋市千種区自由 ヶ丘 2 丁目41番19	午前 0 時から午後 12時まで
茶屋ヶ坂駅自 転車駐車場	茶屋ヶ坂西	名古屋市千種区茶屋 が坂一丁目2103番	午前 0 時から午後 12時まで
	茶屋ヶ坂東	名古屋市千種区茶屋 が坂二丁目 208 番	午前 0 時から午後 12時まで
名古屋大学駅 自転車駐車場	名古屋大学駅	名古屋市千種区四谷 通20番 7	午前 5 時15分から 翌日の午前 0 時45 分まで
吹上駅自転車 駐車場	吹上北	名古屋市千種区千種 通 7 丁目 115 番	午前 5 時から翌日 の午前 0 時45分ま で
	吹上南	名古屋市千種区千種 通 7 丁目 115 番	午前 5 時から翌日 の午前 0 時45分ま で

本山駅自転車 駐車場	本山駅	名古屋市千種区東山 通 1 丁目 37 番 1 先	午前 5 時 15 分から 翌日の午前 0 時 45 分まで
	本山北	名古屋市千種区末盛 通 5 丁目 13 番 4	午前 0 時から午後 12 時まで
	本山西	名古屋市千種区松竹 町 2 丁目 5 番	午前 0 時から午後 12 時まで
	本山東	名古屋市千種区東山 通 1 丁目 6 番 1	午前 0 時から午後 12 時まで
大曽根駅自転 車駐車場	大曽根駅東	名古屋市東区矢田南 五丁目 207 番	午前 5 時から翌日 の午前 1 時まで
	大曽根北	名古屋市東区矢田一 丁目 201 番	午前 0 時から午後 12 時まで
	大曽根 J R 南口	名古屋市東区東大曽 根町 4713 番	午前 0 時から午後 12 時まで
	大曽根南	名古屋市東区東大曽 根町 4622 番	午前 0 時から午後 12 時まで
	大曽根駅西	名古屋市北区大曽根 三丁目 43 番	午前 5 時から翌日 の午前 1 時まで
新栄町駅自転 車駐車場	新栄町	名古屋市東区葵一丁 目 1907 番 1	午前 0 時から午後 12 時まで
砂田橋駅自転 車駐車場	砂田橋	名古屋市東区大幸四 丁目 1610 番 1	午前 0 時から午後 12 時まで
ナゴヤドーム 前矢田駅自転 車駐車場	ナゴヤドーム前 矢田駅	名古屋市東区大幸一 丁目 2 番	午前 5 時から翌日 の午前 0 時 45 分ま で
上飯田駅自転 車駐車場	上飯田北	名古屋市北区上飯田 通 3 丁目 49 番	午前 0 時から午後 12 時まで
	上飯田南	名古屋市北区上飯田 通 2 丁目 1 番 1	午前 0 時から午後 12 時まで

黒川駅自転車 駐車場	黒川	名古屋市北区城見通 3丁目13番	午前0時から午後 12時まで
	黒川西	名古屋市北区敷島町 47番1	午前0時から午後 12時まで
	黒川東	名古屋市北区志賀南 通1丁目19番	午前0時から午後 12時まで
志賀本通駅自 転車駐車場	志賀本通北	名古屋市北区若葉通 1丁目23番	午前0時から午後 12時まで
	志賀本通南	名古屋市北区若葉通 1丁目18番	午前0時から午後 12時まで
平安通駅自転 車駐車場	平安通北	名古屋市北区平安通 1丁目15番	午前0時から午後 12時まで
	平安通南	名古屋市北区平安通 1丁目13番1	午前0時から午後 12時まで
上小田井駅自 転車駐車場	上小田井北	名古屋市西区貴生町 69番4	午前0時から午後 12時まで
	上小田井東	名古屋市西区八筋町 306番1	午前0時から午後 12時まで
	上小田井南	名古屋市西区八筋町 287番3	午前0時から午後 12時まで
浄心駅自転車 駐車場	浄心北	名古屋市西区浄心一 丁目2番	午前0時から午後 12時まで
	浄心西	名古屋市西区浄心一 丁目102番1	午前0時から午後 12時まで
	浄心南	名古屋市西区花の木 三丁目18番	午前0時から午後 12時まで
庄内通駅自転 車駐車場	庄内通西	名古屋市西区大金町 4丁目4番	午前0時から午後 12時まで
	庄内通東	名古屋市西区庄内通 3丁目18番1	午前0時から午後 12時まで

庄内緑地公園 駅自転車駐車場	グリーンプラザ 前	名古屋市西区上小田 井一丁目 2 番	午前 0 時から午後 12時まで
	庄内緑地公園北	名古屋市西区市場木 町 573 番	午前 0 時から午後 12時まで
	庄内緑地公園西	名古屋市西区市場木 町 159 番	午前 0 時から午後 12時まで
浅間町駅自転 車駐車場	浅間町北	名古屋市西区浅間二 丁目18番	午前 0 時から午後 12時まで
	浅間町南	名古屋市西区新道一 丁目 2 番	午前 0 時から午後 12時まで
名古屋駅自転 車駐車場	笈瀬川	名古屋市西区牛島町 27番 1	午前 0 時から午後 12時まで
	清正公	名古屋市西区牛島町 611 番 1	午前 0 時から午後 12時まで
	椿	名古屋市中村区名駅 一丁目1015番 1	午前 0 時から午後 12時まで
	西柳	名古屋市中村区名駅 四丁目1201番	午前 0 時から午後 12時まで
烏森駅自転車 駐車場	烏森	名古屋市中村区角割 町 5 丁目57番 3	午前 0 時から午後 12時まで
国際センター 駅自転車駐車 場	国際センター北	名古屋市中村区名駅 三丁目 2 番	午前 0 時から午後 12時まで
	国際センター南	名古屋市中村区名駅 四丁目39番	午前 0 時から午後 12時まで
中村区役所駅 自転車駐車場	中村区役所	名古屋市中村区太閤 通 4 丁目62番 2	午前 0 時から午後 12時まで
中村公園駅自 転車駐車場	中村公園北	名古屋市中村区中村 町 8 丁目57番	午前 0 時から午後 12時まで
	中村公園西	名古屋市中村区香取 町 1 丁目88番	午前 5 時から翌日 の午前 1 時まで

	中村公園西バス 停前	名古屋市中村区鳥居 西通 1 丁目50番	午前 0 時から午後 12時まで
	中村公園東	名古屋市中村区太閤 通 9 丁目25番 1	午前 5 時から翌日 の午前 1 時まで
	中村公園南	名古屋市中村区乾出 町 2 丁目32番	午前 0 時から午後 12時まで
八田駅自転車 駐車場	八田北	名古屋市中村区並木 二丁目 257 番 1	午前 0 時から午後 12時まで
	八田西	名古屋市中村区岩塚 町字本地 2 番 2	午前 0 時から午後 12時まで
	八田東	名古屋市中村区烏森 町字長田 111 番 2	午前 5 時から翌日 の午前 0 時45分ま で
本陣駅自転車 駐車場	本陣西	名古屋市中村区上ノ 宮町 1 丁目 4 番	午前 0 時から午後 12時まで
	本陣バスターミ ナル	名古屋市中村区鳥居 通 2 丁目33番 2	午前 0 時から午後 12時まで
	本陣東	名古屋市中村区鳥居 通 2 丁目 2 番	午前 0 時から午後 12時まで
金山総合駅自 転車駐車場	金山総合駅北口	名古屋市中区金山一 丁目1702番 1	午前 0 時から午後 12時まで
	金山総合駅南口	名古屋市熱田区金山 町一丁目 101 番	午前 5 時から翌日 の午前 1 時まで
鶴舞駅自転車 駐車場	鶴舞公園前	名古屋市中区千代田 五丁目59番 1	午前 4 時45分から 翌日の午前 1 時15 分まで
東別院駅自転 車駐車場	東別院	名古屋市中区大井町 4 番	午前 0 時から午後 12時まで
いりなか駅自 転車駐車場	いりなか	名古屋市昭和区隼人 町 2 番 1	午前 0 時から午後 12時まで

川名駅自転車 駐車場	川名	名古屋市昭和区川原 通 8 丁目70番 2	午前 0 時から午後 12時まで
御器所駅自転 車駐車場	御器所駅	名古屋市昭和区阿由 知通 4 丁目 4 番 1 先	午前 5 時から翌日 の午前 0 時45分ま で
	御器所東	名古屋市昭和区御器 所通 3 丁目10番	午前 0 時から午後 12時まで
八事駅自転車 駐車場	八事駅	名古屋市昭和区広路 町字石坂 1 番 3 先	午前 5 時15分から 翌日の午前 0 時45 分まで
八事日赤駅自 転車駐車場	八事日赤西	名古屋市昭和区山手 通 3 丁目11番	午前 0 時から午後 12時まで
	八事日赤東	名古屋市昭和区山手 通 3 丁目20番	午前 0 時から午後 12時まで
新瑞橋駅自転 車駐車場	新瑞橋駅	名古屋市瑞穂区瑞穂 通 8 丁目 1 番 2 先	午前 5 時から翌日 の午前 1 時まで
	落合橋	名古屋市瑞穂区洲山 町 2 丁目39番 4 先	午前 0 時から午後 12時まで
	新瑞橋東	名古屋市南区平子一 丁目 105 番 2	午前 0 時から午後 12時まで
	新瑞橋南	名古屋市南区駈上一 丁目 5 番	午前 0 時から午後 12時まで
桜山駅自転車 駐車場	桜山駅	名古屋市瑞穂区桜見 町 2 丁目14番先	午前 5 時から翌日 の午前 0 時45分ま で
総合リハビリ センター駅自 転車駐車場	総合リハビリセ ンター北	名古屋市瑞穂区弥富 町字上山 178 番 4	午前 0 時から午後 12時まで
	総合リハビリセ ンター南	名古屋市瑞穂区弥富 町字密柑山 1 番 2	午前 0 時から午後 12時まで

堀田駅自転車 駐車場	堀田北	名古屋市瑞穂区堀田 通 9 丁目 1 番 7	午前 0 時から午後 12時まで
	堀田南	名古屋市瑞穂区河岸 一丁目 4 番先	午前 0 時から午後 12時まで
瑞穂運動場西 駅自転車駐車 場	瑞穂運動場西	名古屋市瑞穂区瑞穂 通 5 丁目13番 1	午前 0 時から午後 12時まで
瑞穂運動場東 駅自転車駐車 場	田辺通西	名古屋市瑞穂区田辺 通 5 丁目11番 1	午前 0 時から午後 12時まで
	田辺通東	名古屋市瑞穂区田辺 通 6 丁目 2 番	午前 0 時から午後 12時まで
	八勝通	名古屋市瑞穂区八勝 通 3 丁目 4 番 3	午前 0 時から午後 12時まで
瑞穂区役所駅 自転車駐車場	瑞穂区役所駅	名古屋市瑞穂区瑞穂 通 3 丁目 6 番先	午前 5 時から翌日 の午前 1 時まで
妙音通駅自転 車駐車場	妙音通北	名古屋市瑞穂区妙音 通 2 丁目22番	午前 0 時から午後 12時まで
	妙音通南	名古屋市瑞穂区土市 町 1 丁目 4 番 9	午前 0 時から午後 12時まで
神宮前駅自転 車駐車場	神宮東	名古屋市熱田区三本 松町 103 番 6	午前 0 時から午後 12時まで
伝馬町駅自転 車駐車場	伝馬町	名古屋市熱田区伝馬 二丁目 101 番	午前 0 時から午後 12時まで
荒子駅自転車 駐車場	荒子	名古屋市中川区吉良 町 138 番 2	午前 0 時から午後 12時まで
小本駅自転車 駐車場	小本	名古屋市中川区小本 一丁目68番	午前 0 時から午後 12時まで
高畑駅自転車 駐車場	高畑西	名古屋市中川区高畑 三丁目35番	午前 0 時から午後 12時まで

	高畑東	名古屋市中川区高畑 二丁目 143 番	午前 0 時から午後 12時まで
中島駅自転車 駐車場	中島西	名古屋市中川区東中 島町 4 丁目 1 番 1	午前 0 時から午後 12時まで
	中島南	名古屋市中川区昭和 橋通 5 丁目15番 1	午前 0 時から午後 12時まで
春田駅自転車 駐車場	春田	名古屋市中川区富田 町大字春田字臼之本 1458番 1	午前 0 時から午後 12時まで
南荒子駅自転 車駐車場	南荒子	名古屋市中川区若山 町 4 丁目 1 番 5	午前 0 時から午後 12時まで
荒子川公園駅 自転車駐車場	荒子川公園	名古屋市港区品川町 2 丁目 1 番 114	午前 0 時から午後 12時まで
稲永駅自転車 駐車場	稲永	名古屋市港区一州町 1 番12	午前 0 時から午後 12時まで
名古屋競馬場 前駅自転車駐 車場	名古屋競馬場前 北	名古屋市港区正保町 5 丁目 3 番 1	午前 0 時から午後 12時まで
	名古屋競馬場前 南	名古屋市港区川西通 5 丁目34番	午前 0 時から午後 12時まで
野跡駅自転車 駐車場	野跡	名古屋市港区野跡三 丁目 1 番 2	午前 0 時から午後 12時まで
大江駅自転車 駐車場	大江東	名古屋市南区加福本 通 2 丁目45番	午前 0 時から午後 12時まで
	大江南	名古屋市南区加福本 通 2 丁目11番 1	午前 0 時から午後 12時まで
笠寺駅自転車 駐車場	笠寺西	名古屋市南区浜中町 2 丁目 3 番 2	午前 0 時から午後 12時まで
	笠寺東	名古屋市南区立脇町 2 丁目 1 番 2	午前 0 時から午後 12時まで

桜本町駅自転車駐車場	桜本町駅	名古屋市南区寺崎町 503 番先	午前 5 時から翌日 の午前 0 時45分ま で
柴田駅自転車 駐車場	柴田北	名古屋市南区鳴尾町 字口ノ割2250番 4	午前 0 時から午後 12時まで
	柴田南	名古屋市南区鳴尾町 字八ノ割2338番 5	午前 0 時から午後 12時まで
大同町駅自転車 駐車場	大同町北	名古屋市南区大同町 3 丁目 1 番 1	午前 0 時から午後 12時まで
	大同町南	名古屋市南区星崎町 字上ノ切2318番 2	午前 0 時から午後 12時まで
鶴里駅自転車 駐車場	鶴里	名古屋市南区桜台二 丁目1822番	午前 0 時から午後 12時まで
小幡駅自転車 駐車場	小幡	名古屋市守山区小幡 南一丁目2301番	午前 5 時から翌日 の午前 0 時30分ま で
相生山駅自転車 駐車場	相生山南	名古屋市緑区相川三 丁目 8 番	午前 0 時から午後 12時まで
	相生山北	名古屋市天白区久方 三丁目36番 2	午前 0 時から午後 12時まで
大高駅自転車 駐車場	大高北	名古屋市緑区大高町 字中熊瀬31番 2	午前 0 時から午後 12時まで
	大高交番西	名古屋市緑区大高町 字鶴田22番 1	午前 0 時から午後 12時まで
	大高西	名古屋市緑区大高町 字下熊瀬 1 番 4	午前 0 時から午後 12時まで
	大高東	名古屋市緑区大高町 字鷺津 132 番 1	午前 0 時から午後 12時まで
神沢駅自転車 駐車場	神沢北	名古屋市緑区桃山三 丁目1301番 1	午前 0 時から午後 12時まで

	神沢南	名古屋市緑区神沢一丁目 304 番	午前 0 時から午後 12時まで
徳重駅自転車 駐車場	要池	名古屋市緑区乗鞍二丁目12番	午前 0 時から午後 12時まで
	徳重	名古屋市緑区鳴海町字神沢32番 1	午前 0 時から午後 12時まで
鳴子北駅自転車 駐車場	鳴子北	名古屋市緑区相川一丁目 1 番	午前 0 時から午後 12時まで
	相川西	名古屋市天白区相川一丁目 1 番	午前 0 時から午後 12時まで
	相川東	名古屋市天白区相川一丁目 1 番	午前 0 時から午後 12時まで
鳴海駅自転車 駐車場	鳴海西	名古屋市緑区鳴海町字上汐田93番14	午前 0 時から午後 12時まで
	鳴海東	名古屋市緑区鳴海町字向田58番 8	午前 0 時から午後 12時まで
一社駅自転車 駐車場	一社北	名古屋市名東区高社二丁目75番	午前 0 時から午後 12時まで
	一社西	名古屋市名東区高社一丁目 244 番	午前 0 時から午後 12時まで
	一社南	名古屋市名東区一社二丁目84番	午前 0 時から午後 12時まで
上社駅自転車 駐車場	上社	名古屋市名東区上社一丁目 802 番	午前 5 時15分から翌日の午前 0 時30分まで
藤が丘駅自転車 駐車場	藤が丘北	名古屋市名東区富が丘 250 番	午前 0 時から午後 12時まで
	藤が丘高架下	名古屋市名東区藤が丘 161 番	午前 0 時から午後 12時まで

	藤が丘工場西	名古屋市名東区朝日が丘 134 番 1	午前 0 時から午後 12時まで
	藤が丘小学校南	名古屋市名東区藤が丘 185 番	午前 0 時から午後 12時まで
	藤が丘西	名古屋市名東区藤が丘 142 番 9	午前 0 時から午後 12時まで
	藤が丘東	名古屋市名東区照が丘 1 番 1	午前 0 時から午後 12時まで
本郷駅自転車駐車場	本郷西	名古屋市名東区本郷二丁目 153 番	午前 0 時から午後 12時まで
	本郷東	名古屋市名東区本郷二丁目 153 番	午前 0 時から午後 12時まで
塩釜口駅自転車駐車場	塩釜口北	名古屋市天白区塩釜口二丁目19番	午前 0 時から午後 12時まで
	塩釜口南	名古屋市天白区元八事四丁目63番	午前 0 時から午後 12時まで
野並駅自転車駐車場	野並駅	名古屋市天白区古川町 200 番	午前 5 時から翌日の午前 1 時まで
	野並東	名古屋市天白区野並三丁目 410 番	午前 0 時から午後 12時まで
原駅自転車駐車場	原	名古屋市天白区原一丁目 504 番	午前 0 時から午後 12時まで（建物の部分にあっては、午前 5 時15分から翌日の午前 0 時45分まで）
平針駅自転車駐車場	平針	名古屋市天白区平針二丁目1903番	午前 5 時から翌日の午前 0 時45分まで

別記様式（第7条第1項）

名古屋市有料自転車駐車場指定管理者指定申請書					
年 月 日					
(宛先) 名古屋市長					
申請者 所在地					
名 称					
代表者氏名 印					
次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。					
申 請 者	フリガナ 名 称				
	所 在 地	電話番号			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所	電話番号		
	種 別	☐ 法人（種類） ☐ 法人以外の団体			
管理を行おうとする 有料自転車駐車場の名称					
併せて提出する書類		1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外 の団体にあつては、これらに相当する書類） 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員 の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわ かるもの 4 その他（ ）			
備 考					

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。